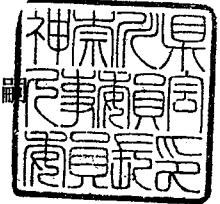




人委第189号  
令和3年2月17日

神奈川県議会議長 嶋村 ただし 殿

神奈川県人事委員会委員長 山倉 健嗣



条例案に対する意見について（回答）

令和3年2月10日付け神議第1806号により意見を求められました次の条例案については、異議ありません。

**定県第29号議案 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例**

（理由）

この条例案は、給料表異動等における号給の決定等の特例を警察官及び教員に限ることとするため、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

**定県第173号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

（理由）

この条例案は、地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合の特別休暇の新設等、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

問合せ先

定県第29号議案に関すること

給与公平課給与グループ

電話 045-651-3252

定県第173号議案に関すること

給与公平課公平グループ

電話 045-651-3253